

京 都 大 学 楽 友 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

(前 略)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成31年10月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に使用の許可を受けた平成31年10月1日以後の施設の使用については、なお従前の例によることができる。

別表

京都大学楽友会館施設使用料

施設名	面積	使用料（1時間当たり）
1 F 会議室	7 9 m <sup>2</sup>	<u>2,000 円</u>
2 F 会議・講演室	1 4 6 m <sup>2</sup>	<u>3,000 円</u>
2 F 会議室 1	2 8 m <sup>2</sup>	<u>1,000 円</u>
2 F 会議室 2・3・4	1 9 m <sup>2</sup>	<u>1,000 円</u>
2 F 会議室 5・6	2 5 m <sup>2</sup>	<u>1,000 円</u>

1～4 (略)

別表

京都大学楽友会館施設使用料

施設名	面積	使用料（1時間当たり）
1 F 会議室	7 9 m <sup>2</sup>	<u>2,100 円</u>
2 F 会議・講演室	1 4 6 m <sup>2</sup>	<u>3,100 円</u>
2 F 会議室 1	2 8 m <sup>2</sup>	<u>1,100 円</u>
2 F 会議室 2・3・4	1 9 m <sup>2</sup>	<u>1,100 円</u>
2 F 会議室 5・6	2 5 m <sup>2</sup>	<u>1,100 円</u>

1～4 (同 左)